

山口県報

令和2年
8月4日
(火曜日)

目 次

- 告示
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（農村整備課）……………一
- 解除予定保安林（柳井市）（森林整備課）……………二
- 公告
契約の締結（技術管理課）……………二
- 公安委規則
山口県道路交通規則の一部を改正する規則……………二
- 公安委公告
契約の締結……………三



山口県告示第二百六十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、農業競争力強化農地整備事業王喜東地区農地整備工事（区画整理）一号の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年八月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 農業競争力強化農地整備事業王喜東地区農地整備工事（区画整理）一号
- (一) 工事場所 下関市大字松屋、松屋上町及び松屋東町地内

(二) 工事の概要

工 種	面 積
区画整理工 暗渠排水工	一・二・五ヘクタール 一・二・五ヘクタール

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和二年八月三日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの土木一式工事の数値が千以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

持参し、又は郵送により提出するものとする。

(三) 申請書等の提出場所

(四) 山口県下関農林事務所 下関市豊田町大字殿敷一八九二番地
申請書等の提出期限
令和二年八月二十六日午後五時十五分

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
令和二年九月八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県下関農林事務所（電話〇八三―七六七―〇〇
一三）にすること。

山口県告示第二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保
安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和二年八月四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除予定保安林の所在場所
柳井市伊保庄字楠一―七四―の一三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため



(二六六) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和二年八月四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
土木建築部技術管理課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る物品等の名称及び数量
土木設計積算システム用機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
令和二年六月三十日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地

六 契約金額
二億三千百万円

七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月四日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第二号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のよう
に改正する。

第九条第三項第一号の表二輪の自転車及び三輪の普通自転車の項第一号中「六歳未
満」を「小学校就学の始期に達するまで」に改める。

附 則

この規則は、令和二年八月十一日から施行する。

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和二年八月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
交通信号灯器 一、〇四〇台
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和二年七月三日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
コイト電工株式会社 静岡県駿東郡長泉町南一色七二〇番地
- 六 落札金額
三千九百三十六万三千五百円
- 七 入札公告日
令和二年五月十九日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣 政
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格

令和二年八月四日印刷

発行人所

山口県知事庁